【国内】****様式第１－２

**寄託申請書**

（動物細胞、受精卵）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 独立行政法人製品評価技術基盤機構　特許微生物寄託センター長　殿千葉県木更津市かずさ鎌足2-5-8 122号室 |  | 受託番号：　NITE　P－受託日：　　　　　　　　年　　　　　月　　　　　日受付番号： |

寄託者は、Ⅱ欄の微生物を特許法施行規則第二十七条の二に基づいて寄託し、併せて提出する別添の「微生物の寄託に関する承諾書」の記載事項を承諾します。

|  |
| --- |
| Ⅰ．微生物の種類　（該当するものにチェックしてください。） |
| □動物細胞 | □受精卵　＊ |
| Ⅱ．微生物の表示　（この表示はサンプルの表示と一致させてください。） |
| 識別の表示： |  |
| Ⅲ．遺伝子組換え生物である　（該当する場合はチェックしてください。）　 |
| □　はい： | （X で詳細を記入してください。） |
| Ⅳ．科学的性質及び分類学上の位置 |  |
| 分類学上の位置　（細胞の由来とその種類）： |
|  |  |
| 科学的性質　（形態的、培地上の特徴、生理学的特徴等）： |
|  |  |
| Ⅴ．その他の情報　（原産地、分離源、関係文献、微生物が他機関に保存されている場合はその機関名と番号等）　 |
|  | 遺伝子を導入している場合、その方法　（遺伝子の導入がない場合、「なし」と記入）： |

　NITE　P-

|  |  |
| --- | --- |
| Ⅵ．健康又は環境に対する性質　　（該当するものにチェックしてください。） |  |
| この細胞は下記のものに対して害があるか　 |
| ・人：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | □ある | □ない | □不明 | （ある場合、その性質： |  | ） |
| ・動物：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | □ある | □ない | □不明 | （ある場合、その性質： |  | ） |
| ・植物：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | □ある | □ない | □不明 | （ある場合、その性質： |  | ） |
| Ⅶ．培養条件 |  |
| 培地名（培地番号、会社等）：　　　 |
| 培地の組成：　　　 |
| Ⅷ．保管方法（該当する□にチェックしてください。） |  |
| □動物細胞：冷凍（約－170℃、液体窒素タンク気相）保護剤の組成：　 |
| □受精卵：冷凍（－196℃、液体窒素タンク液相）保護剤の組成：　 |
| Ⅸ．生存確認試験のための条件　（該当するものにチェックしてください。） |  |
| 1．動物細胞の場合 |
| 融解法：　 |
|  |  |
| 培養法（播種濃度、継代法、倍加時間などを具体的に）： |
|  |  |
| 培養温度：　　　　　　　　　　　　℃ |
| ＣＯ２濃度：　　　　　　　　　　　　％ |

　NITE　P-

|  |
| --- |
| 2．受精卵の場合 |
| 融解法： |
|  |  |
| 融解液組成　（培地名、培地番号、会社等）： |
|  |  |
| 培養法： |
|  |  |
| 培養温度：　　　　　　　　　　　　 |  | ℃ | CO2濃度：　　　　　　　　　　　　 |  | ％ |
| 採取年月日： | 年 | 月 | 日 | 生存率： |  | ％ |
| X．遺伝子組換え生物である　　（該当するものにチェックしてください。）。 |  |
| 1．宿主 |
| 名　称　： |  | （実験分類クラス：  |  | ） |
| ・哺乳動物等に対する病原性及び伝達性を有するか ： | □有する　　□有しない |
| ・毒素の生産性を有するか ： | □有する　　□有しない |
| 2．ベクター |
| 名　称　： |  |
| マーカー： |  |
| 由　来　： |  |
| 3．供与核酸 |
| 名　称　： |  |
| 核酸由来生物 ： |  | （実験分類クラス： |  | ） |
| ・哺乳動物等に対する病原性及び伝達性を有するか ： | □有する　　□有しない |
| ・毒素の生産性を有するか ： | □有する　　□有しない |
| 4．その他の情報　： |  |
| 5．拡散防止措置の区分 ： | □　P1A　　□　P2A |
| （研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成16年文部科学省･環境省令第一号）第四条に規定する拡散防止措置） |
| 6．大臣確認実験　： | □　該当する　　□　該当しない |

　NITE　P-

|  |  |
| --- | --- |
| Ⅺ．寄託期間終了後の微生物の取扱い　（該当するものにチェックしてください。） |  |
| □　寄託者に返還する。□　特許微生物寄託センターにて廃棄する。 |
| Ⅻ．請求書の宛名と送付先 |
| 請求書の宛名： |  |  |
|  |  |
| 請求書の送付先　 |  |
|  | 所属： |  |  |
|  | 氏名： |  |  |
|  | 〒 |
|  | 住所： |  |  |
|  | Tel： |  | e-mail： |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 寄託者 | （フリガナ） |  |  |
|  | 氏名（名称） |  | 　印 |
|  |  | 〒 |  |
|  | 住所 |  |  |
|

|  |  |
| --- | --- |
| Tel： |  |
| e-mail： |  |

 |  |
|  |  |  |  |
|  | ・ 事務担当者　　　　　　　所属： |  |  |
|  | 氏名： |  |  |
|  | Tel： |  |  |
|  | e-mail： |  |  |
|  |
|  | ・ 技術担当者　　　　　　　　所属： |  |  |
|  | 氏名： |  |  |
|  | Tel： |  |  |
|  | e-mail： |  |  |
|  |
| 代理人 | 氏名 |  | 　印 |
|  |  | 〒 |  |
|  | 住所 |  |  |
|  | Tel： |  |  |
|  | e-mail： |  |  |
|  | 申請日 | 年 | 月 | 日 |

\*受精卵を選択する場合は、事前にNPMD宛ご相談ください。

|  |
| --- |
| 添付書類： |
| ■　「微生物の寄託に関する承諾書」 |
| □　委任状又はその写し（代理人を立てる場合はチェックをして委任状を添付してください。） |
| □　その他　（ |  | ） |

【国内】様式第２

別添

**微生物の寄託に関する承諾書**

独立行政法人製品評価技術基盤機構

特許微生物寄託センター長　殿

千葉県木更津市かずさ鎌足2-5-8 122号室

特許法施行規則（昭和35年通商産業省令第10号。以下「規則」という。）第27条の2（微生物の寄託）に基づき特許微生物寄託センター（以下「NPMD」という。）に微生物の寄託をしようとする者（以下「寄託者」という。）は、下記の全ての事項について承諾した上、併せて提出する寄託申請書に記載の微生物について規則に基づく寄託制度の利用を申し込みます。

1. 本寄託の目的—規則に基づく寄託

寄託者は、NPMDに対して、微生物（以下「寄託微生物」という。）を寄託し、NPMDは、これを本承諾書及び寄託者から提出された申請書に記載された条件に従って受託し（以下「本寄託」という。）、規則第27条の2第1項に定める「特許庁長官の指定する機関」として、特許法（昭和34年法律第121号）、規則及び特許微生物寄託等実施要綱（平成14年経済産業省告示第291号。以下「実施要綱」という。）に基づく業務（以下「本業務」という。）を行う。

1. 寄託者が保証すべき事項
	1. 寄託者は、NPMDに対して次の各号の事項が真実であることを保証する。
		1. 寄託申請書に記載した事項
		2. 寄託微生物が、寄託申請書に記載された微生物と同一の微生物であること。
		3. 寄託微生物が、独立行政法人製品評価技術基盤機構バイオテクノロジーセンターが定めるバイオセーフティレベル3又は4でないこと。
		4. 寄託微生物が、研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成16年文部科学・環境省令第1号）において、Ｐ3、Ｐ3Ａ又はＰ3Ｐの拡散防止措置を必要とする微生物等の遺伝子組換え生物でないこと。
		5. 寄託微生物の特性及び寄託期間に対して適した保存方法を選択していること。
	2. ＮＰＭＤは、寄託微生物が実施要綱第19条に基づき定めた種類の微生物であるかどうかを確認するために必要であると認めたときは、寄託者に対して、寄託微生物に関する情報の提供を求めることができる（実施要綱第4条の2第1項）。
	3. 寄託者は2.2に基づく情報の提供を求められた場合は、できるだけその求めに応じること（実施要綱第4条の2第2項）。
	4. 寄託者が、2.1で保証した事項が真実でなかった結果、又は寄託申請書に健康又は環境に対する性質について不明と記載した結果、それらに起因し、NPMD又は分譲を請求する者に何らかの損害、損失等が発生した場合、寄託者は一切の責任を負担するものとする。
2. 手数料の支払
	1. 寄託者は、寄託微生物の寄託、再寄託、分譲、継続寄託等の各申請後、NPMDの定める期間内にNPMDが定める手数料を納付するものとする。
	2. 寄託者が、NPMDに対して一旦納付した手数料は、その理由のいかんを問わず一切返還されないものとする。
3. 寄託微生物の受領
	1. NPMDは、本寄託の申請が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合を除き、寄託者から寄託微生物を受領するものとする。
		1. 寄託者が、2.1に定める保証すべき事項に違反しているとき。
		2. 寄託微生物が、NPMDが実施要綱第19条に基づき定めた種類の微生物でないとき（実施要綱第4条第1項第1号）。
		3. NPMDの指定する量の寄託微生物が、NPMDの指定する提出の方法等に従って提出されないとき（実施要綱第3条）。
		4. NPMDが、寄託微生物につき規則、実施要綱、申請書及び本承諾書に従って本業務を技術的に遂行することができないと判断したとき（実施要綱第4条第1項第2号）。
		5. 寄託の申請書が日本語で作成されていないとき（実施要綱第5条第1項第3号）。
		6. 本承諾書に記名捺印がなされていないとき。
	2. NPMDは、寄託者より寄託微生物を受領した場合には、当該寄託微生物に固有の受領番号を付し、受領書により、これを寄託者に通知する。
	3. NPMDは、4.1の各号のいずれかに該当する場合には、寄託微生物の受領を拒否するものとする。この場合において、NPMDに対して寄託微生物が郵送された場合等NPMDが既に寄託微生物の引き渡しを受けている場合には、NPMDは、寄託者に対して寄託微生物を返還する。ただし、4.1イに該当する場合又は寄託微生物が公衆衛生上その他の問題により人の生命、身体又は財産に悪影響を及ぼす可能性があるとNPMDが判断した場合には、NPMDは、微生物の入った容器を加圧蒸気滅菌等の方法により、死滅又は分解させることができる。
4. 寄託微生物の受託
	1. NPMDは、4.に従って寄託微生物を受領した場合には、NPMDが定める期間内に寄託微生物を受託するか否かについてNPMDが定める規則に従って審査の上決定するものとする。
	2. NPMDは、本寄託申請が次の各号のいずれかに該当する場合、寄託微生物の受託を拒否するものとする（実施要綱第4条及び第5条）。
		1. 寄託者が、2.1に定める保証すべき事項に違反しているとき。
		2. NPMDが寄託微生物につき規則、実施要綱及び本承諾書に従って行わなければならない本業務を技術的に遂行することができないとき（実施要綱第4条第1項第2号）。
		3. 寄託微生物が明らかに失われている状態又は科学的理由により寄託微生物について受託することができない状態で寄託されたとき（実施要綱第4条第1項第3号）。
		4. 受領後の審査により、寄託微生物の存在又は生存が認められないことが判明したとき。
		5. NPMDが定める手数料を納付しないとき（実施要綱第5条第1項第4号）。
	3. 4.において受領した寄託微生物をNPMDが5.1に従って受託することを決定した場合には、NPMDは寄託微生物に固有の番号を付し、以下の事項を記載した受託証を交付する。
5. NPMDの名称
6. 寄託者の氏名又は名称
7. 寄託の日（寄託微生物の受領日）
8. 寄託者が微生物に付した識別の表示（番号、記号等）
9. NPMDが寄託について付した受託番号
10. 寄託申請書に微生物の科学的性質又は分類学上の位置が記載されている場合には、その記載がされている旨の表示
	1. 本寄託は、5.1における受託決定によって効力を生ずるものとする。
	2. NPMDが、5.1及び5.2に基づき寄託微生物の受託を拒否した場合には、NPMDは、その旨を寄託者に通知しなければならない。
	3. NPMDが5.1及び5.2に基づき寄託微生物の受託を拒否した場合には、NPMDは、受領した寄託微生物を任意の方法により廃棄しなければならない。
	4. 5.5の通知の発信により、寄託者による本寄託の申請はその効力を失い、4.2の受領書はその効力を失う。
11. 手続の補正及び受託しない場合の効果
	1. 5.1において、NPMDが、5.2イ又はホにより受託を拒否すべきものと判断した場合、NPMDは、直ちに受託を拒否することを決定せず、寄託者に対し、手続補正指示書により、手続の補正を求めることができる（実施要綱第5条第2項及び第3項）。
	2. 寄託者が6.1に定める手続補正指示書に従い手続の補正を行い、これによって5.2イ又はホの補正がなされたとNPMDが判断した場合には、NPMDは、寄託微生物の受託を決定するものとする。
	3. 6.1において、NPMDが指定する期間内に寄託者による手続の補正がなされない場合には、NPMDは、5.2に基づき当該寄託微生物の受託を拒否するものとする。
	4. 6.3に基づきNPMDが、寄託微生物の受託を拒否する場合、NPMDは、受託を拒否する旨を寄託者に通知するとともに、申請書類を寄託者に返送しなければならない。
	5. 6.3に基づき寄託微生物の受託を拒否する場合には、NPMDは、受領した寄託微生物を任意の方法により廃棄しなければならない。
	6. 6.4の通知の発信により、寄託者による本寄託の申請は、その効力を失い、4.2の受領書はその効力を失う。
12. 寄託微生物の寄託者への分譲

実施要綱第12条第1項第2号に基づき、寄託者がNPMDから寄託微生物の分譲を受ける場合、下記の事項を厳守しなければならない。

* 1. 微生物を取り扱う者は、微生物の人体に対する病原性及び実験中に起こりうる生物災害を熟知し、微生物の安全な取扱方法並びに事故発生等の緊急時の処理について熟練していること。
	2. 微生物等は、適切な設備及び管理の下において使用すること。
	3. 独立行政法人製品評価技術基盤機構バイオテクノロジーセンターが定めるバイオセーフティレベル2に属する微生物の分譲を受けた場合、その取扱いについては適切に行うとともに、次の事項を厳守すること。
		1. 実験区域を限定した上で実験を行う。
		2. エアロゾル発生のおそれのある実験は保護具を着用し生物学的安全キャビネットの中で行う。
		3. 実験中は関係者以外の立入りを禁止する。
		4. 実験に用いた器具及び培養物は実験終了後、滅菌処理をする。
	4. 7.1から7.3に規定する以外に、植物防疫法、家畜伝染病予防法、外国為替及び外国貿易法、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律、微生物及びDNAに関する日本の法令、ガイドライン、諸規制を厳守すること。海外においては、その国の法令、ガイドライン、諸規則等も厳守すること。
1. 寄託微生物の寄託者以外の者への分譲
	1. 微生物の試料の分譲を請求する者（以下「請求人」という。）が、日本国特許庁又は規則第27条の3第1項各号に定める者である場合、NPMDは規則27条の3に基づき寄託微生物を分譲することとし、分譲された寄託微生物の利用については同規則の定めるところとする。
	2. 請求人が寄託者の了解を得た者である場合、NPMDは実施要綱第12条第1項第2号に基づき寄託微生物を分譲し、分譲された寄託微生物の利用については同規則の定めるところと同様とする。
	3. NPMDは、請求人が真に寄託者の了解を得ているか否かについて、請求人から提出される分譲請求書に寄託者が承諾を与えた旨の記名捺印又は署名が為されているか否かのみを審査するものとし、これらの記名捺印又は署名が真性なものであるか否か、正当な権限によってなされたか否か等分譲請求書の書面上明らかでない事項について調査する義務を負わないものとする。
	4. NPMDは、8.1又は8.2により寄託微生物を分譲したときは、分譲した旨を寄託者に対して速やかに通知する。
	5. NPMDは、分譲請求者からの要請に応じて、寄託微生物の科学的性質及び分類学上の位置並びに培養等の条件に関する情報の提供を行うものとする。また、遺伝子組換え生物等で移転や使用に関する情報を提供することが必要とされている微生物を分譲する場合には、分譲請求者にその旨の情報を提供する。
2. 寄託微生物の再寄託
	1. NPMDは、NPMDにおいて保管する寄託微生物が、死滅、分譲による試料の減少その他一切の事由により分譲できなくなった場合には、実施要綱第16条に基づき、寄託者に対してその旨通知するものとする。
	2. 9.1の通知があった場合、寄託者は、実施要綱第17条に基づき、当該寄託微生物と同一の微生物をNPMDに再寄託することができる。再寄託に当たっては、本承諾書の受領及び受託に関する規定（4.ないし6.）が準用されるものとする。
	3. 寄託者は、9.2の再寄託に当たり、再寄託する微生物が当該寄託微生物と同一である旨を陳述した文書（再寄託申請書）に記名捺印してNPMDに提出しなければならない。また、寄託者は、再寄託する微生物が当該寄託微生物と同一である旨証明する文書が存在する場合には、特段の事情がない限り、再寄託に際して再寄託申請書に加えて当該文書をNPMDに提出するものとする。
	4. 寄託者と再寄託された微生物の分譲を受けた者との間、あるいは寄託者とNPMDとの間で、再寄託された微生物と当該寄託微生物の同一性について争いが生じた場合、これらの紛争に関し、NPMDはいかなる責任及び義務を負わないものとする。
	5. 寄託者が、9.2の再寄託申請を行わない場合、又は再寄託申請を行ったが受託の決定がなされない場合には、本寄託は終了する。
	6. 9.2により寄託微生物の再寄託を行う場合、寄託者はNPMDが定める所定の手数料をあらかじめ納めなければならない。ただし、分譲による寄託微生物の試料の減少によって分譲ができなくなった場合には、寄託者は、再寄託の手数料を納付することを要しないものとする。
	7. NPMDは、寄託微生物の死滅その他一切の事由によって分譲できなくなった場合においても、実施要綱及び本承諾書に従って、再寄託された微生物を受託する義務を負う他は寄託者に対していかなる責任及び義務を負わないものとする。また、9.5に定める本寄託の終了により、寄託者が何らかの損害を受けた場合であっても、NPMDはその理由の如何を問わずいかなる責任も負わないものとする。
3. 寄託の取下げ
	1. 寄託者は、保管期間中であっても、寄託取下申請書をNPMDに提出することにより、NPMDに対して寄託の取下げを申請することができる。
	2. NPMDは、10.1の請求があったとき、速やかに本業務を終了すると同時に、寄託者の選択に従い寄託微生物を寄託者に返還又は廃棄する。ただし、寄託者が独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「NITE」という。）への寄託微生物の譲渡を希望する場合は、15.に定める譲渡の規定によることとする。
	3. 10.2により業務は終了する。
	4. 10.1により寄託が取り下げられた場合であっても、NPMDは当該寄託に係る手数料を寄託者に返還しない。
4. 本業務の停止
	1. NPMDは、受託の決定後、次の事項に該当する事由が判明し、又は生じた場合には本業務を停止し、本寄託を直ちに終了させるものとする。
		1. 寄託者が、2.1に定める保証すべき事項に違反していること。
		2. 寄託微生物が実施要綱第19条に基づきNPMDが定めた種類の微生物でないこと（実施要綱第4条第1項第1号）。
		3. NPMDが寄託微生物につき規則、実施要綱及び本承諾書に従って行わなければならない業務を技術的に遂行することができないこと（実施要綱第4条第1項第2号）。
		4. NPMDが寄託微生物を保有していることが、法令に違反し又は公衆衛生上その他の問題により人の生命、身体若しくは財産に悪影響を及ぼす可能性があるとNPMDが判断したとき（実施要綱第4条の4）。
		5. 9.に規定する再寄託がなされなかったとき。
		6. 寄託微生物をNPMDで扱うことが不適当であるとNPMDが判断したとき。
	2. NPMDは、11.1の規定に基づき本寄託が終了した場合には、NPMDは、寄託者の選択に従い寄託者に寄託微生物を返還又は廃棄する。ただし、11.1イに該当する場合又は寄託微生物が公衆衛生上その他の問題により人の生命、身体又は財産に悪影響を及ぼす可能性があるとNPMDが判断した場合には、NPMDは、微生物の入った容器を加圧蒸気滅菌等の方法により、死滅又は分解させることができる。
	3. 本業務の停止と同時に、寄託微生物の受託証は失効する。
5. NPMDの免責
	1. NPMDは本業務に起因し、又は関連して寄託者に生じた損害について、その理由のいかんを問わず一切の責任を負わない。ただし、NPMDにおいて、規則及び実施要綱に従って本業務を行わず、かつ、そのことについてNPMDに故意又は重過失がある場合にはこの限りではない。
	2. 12.1ただし書に基づきNPMDが負担する損害賠償責任は、寄託者から現実に受領した手数料の金額から保存に要した費用を除した金額を上限とする。
	3. NPMDは、寄託者と第三者との間で生じた一切の紛争について、何ら関与する義務を負わず、何らの責任を負わない。
6. 本寄託における微生物の保管期間
	1. 本寄託の保管期間は、NPMDが寄託微生物を受領した日から1年が経過する日までとする。
	2. 寄託者は、本寄託の保管期間の満了までに、NPMDに継続寄託申請書を提出することにより、本寄託の保管期間の継続を請求することができる。
	3. 13.2による請求が本寄託の保管期間の満了までにない場合、本寄託は、本寄託の保管期間の満了をもって終了し、NPMDは15.に基づいて寄託微生物を取り扱う。ただし、寄託の保管期間を超えて寄託者と連絡がとれない場合、当該保管期間終了日の属する年度末に、寄託者が寄託申請書において指定した方法を問わず、寄託された微生物は廃棄する。
7. 書類の様式

14.1本承諾書に定める寄託申請書、再寄託申請書、手続補正書、分譲請求書、寄託取下申請書、継続寄託の請求書等の寄託者がNPMDに提出すべき書類は、NPMDが指定する様式に従って作成されなければならない。

14.2　寄託者は、申請書の作成には「日本語」を使用すること。

1. 寄託終了後の寄託微生物の取扱い
	1. NPMDは、本寄託の有効期限が満了した場合には、本承諾書に別段の定めのない限り、以下のイからハのうち寄託者が寄託申請書において指定した方法によって寄託微生物を取り扱うものとする。
		1. 寄託者に寄託微生物を現状有姿にて返還する（返還）。
		2. NPMDにおいて寄託微生物を加圧蒸気滅菌等の方法により、死滅又は分解させる（廃棄）。
		3. NITEへ寄託微生物を無償で譲渡する（譲渡）。ただし、譲渡できる対象は、日本原産の細菌、放線菌、アーキア、酵母、糸状菌、プラスミド、バクテリオファージ、微細藻類に限る。
	2. 15.1ハの譲渡は、NITEが定める生物遺伝資源譲渡規程に基づいて行うものとする。
2. 通知方法
	1. 寄託者は、本寄託及び寄託微生物に関して、NPMDに問合せ、通知等その他一切の連絡を行う場合には、受領後受託までの間は受領書に記載された受領番号、受託後は受託証に記載された受託番号を用いて寄託微生物を特定するものとする。
	2. 寄託者は、自己の名称、所在地、電話番号、担当者名その他申請書記載の事項に変更があった場合には、直ちにNPMDにその旨書面により届け出るものとする。寄託者が、本項の義務を怠ったことに起因して何らかの不利益、損害等を被った場合であっても、NPMDは一切その責を負わない。
3. 寄託者の地位の譲渡の禁止
	1. 寄託者は、NPMDに対してNPMD所定の名義変更届を提出し、NPMDの事前の書面による承諾を得ない限り、本寄託における寄託者としての地位並びに本寄託に関する権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。
	2. 前項の規定は、寄託者としての地位が、相続、合併等の事由によって包括的に承継された場合はこれを適用しない。この場合、寄託者としての地位を承継する（又は承継した）者は、事前に届出が可能な場合には事前に、不可能な場合にあっては承継後速やかに、自己が寄託者としての地位を包括的に承継する（又は承継した）旨をNPMD所定の名義変更届を提出し届け出なければならない。

18.　個人情報の取扱いについて

18.1 　NPMDは、寄託者から提出された寄託申請書より個人情報（氏名、所属、住所、電話番号、電子メールアドレス）を取得する。

18.2　　18.1で取得した個人情報の利用目的は、寄託者又は代理人からの問い合わせへの対応、手数料の請求、各通知書等の文書発行、寄託の継続・終了時の管理、寄託者や代理人の更新等、特許微生物の寄託に必要な業務を行うためとする。

18.3　　NPMDは、条約、法令等の改正に基づき、18.2に規定する利用目的を変更する場合がある。

18.4　　NPMDが18.1に規定する個人情報を保有する期間は13.に定める微生物の保管期間とする。

18.5　　18.1にかかわらず、NPMDは、条約、法令等に基づく開示請求があった場合又は報告義務が生じた場合、個人情報について第三者に提供することができる。

18.6 NPMDは、寄託者又は代理人から提出される書類（継続寄託申請書、各種変更届、各種証明書の交付依頼書、意向確認書、委任状に係わる書類等）より取得した個人情報を本条に従って取り扱う。

18.7　　個人情報の取扱いについての問い合わせ先は、NPMDとする。

1. 規則及び実施要綱との関係
	1. 本承諾書に定めなき事項は、規則又は実施要綱の定めに従うものとする。本承諾書、規則、実施要綱のいずれにも定めなき事項は、NPMD及び寄託者が誠実に協議の上定めるものとする。
	2. 本承諾書の規定と、規則又は実施要綱の規定が抵触する場合には、NPMDと寄託者の法律関係においても規則又は実施要綱の規定を優先して適用するものとする。
	3. NPMDは、本承諾書の提出後、特許法、規則、実施要綱その他一切の法令が改正、制定又は廃止され、本承諾書の効力、解釈等に変更を生ずる可能性がある場合には、寄託者に対して事前に書面により通知することにより本承諾書の内容を変更することができる。
	4. 日本国特許庁長官又は日本国特許庁から、本寄託についてNPMDに何らかの通知、指導、要請その他がなされた場合には、NPMDは、寄託者に対して事前に書面により通知することにより本承諾書の内容を変更することができる。
2. 準拠法

本承諾書は日本国の法律に準拠するものとする。

1. 合意管轄裁判所

本承諾書に起因し、又は関連する一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

（改定日　2024年5月1日）

本承諾書の内容を適用する微生物

|  |
| --- |
| 微生物の識別の表示 |
| 1. | 6. |
| 2. | 7. |
| 3. | 8. |
| 4. | 9. |
| 5. | 10. |
| ※ | 寄託申請書のⅡ.欄に記載した識別の表示を記入してください。 |
| ※ | 同時に複数の寄託申請を行う場合は、各申請書に記載されている微生物の識別の表示を全て記入してください。 |